

保護者 様

豊橋市教育委員会

タブレット端末の貸与に関する同意書について

皆さまにおかれましては、日ごろより本市の教育活動にご支援を賜り、感謝を申し上げます。

豊橋市では、小・中学校のすべての児童生徒に GIGA スクールタブレット一式を貸与いたします。これは、個に応じた学習指導の充実や非常時のオンライン授業を可能とすることを目的とした、国のGIGAスクール構想に沿った事業です。

タブレット端末の貸与に関して、保護者の皆様には以下の点についてご理解とご対応をお願いするとともに、別紙「タブレット端末の貸与に関する同意書（別紙③④）」に必要事項を記入し、2月2日(月)までに別紙③(学校保管用)を学校へご提出ください。また、下記の内容について学校でも指導しますので、ご家庭でもご協力ください。

記

1 利用における注意事項

- (1) 学校の「タブレット活用のルール」を守り、大切にしてください。
- (2) 学校や家庭等で学習用として使用します。
- (3) 学校から指示のないファイルをダウンロードしたり、アプリをインストールしたりしないでください。
- (4) タブレットを使って SNS への書き込み、写真・動画の配信をしないでください。
- (5) 他人のIDの不正使用、SNSや掲示板での他人の誹謗中傷は絶対にしないでください。
- (6) インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿を行わないようにしてください。
- (7) 自分や友達の個人情報を、インターネット上に公開しないでください。

2 ご家庭でのタブレットの使い方について

- (1) タブレットを持ち帰ったときに、どのようにタブレットを使用するか、何時まで使用するかなど、ご家庭でお子さんと話し合いをして約束を決めてください。
- (2) タブレットには「使用時間制限(スクリーンタイム)」が設定できます。親子で話し合い、使用時間に制限をかけることが必要な場合は、設定をお願いします。設定方法は、別途、お知らせします。

3 タブレットの管理について

- (1) 転出や卒業時には学校へ返却となり、転入生や新入生に引き継がれるので、大切に使用してください。
- (2) 自分のタブレットを人に貸したり、使わせたりしないでください。
- (3) ユーザーIDとパスワードは、他人に教えないでください。

4 故障等の対応について

- (1) 登下校中やご家庭での故障・破損の際は、速やかに学校へご連絡ください。
- (2) 故意でない場合や明らかな過失がない場合の修理は、市で対応します。
- (3) 故意または明らかな過失による破損の場合は、保護者にご負担をお願いすることがあります。
- (4) 盗難・紛失の場合は、速やかに学校に連絡するとともに、保護者の方から警察に届けを出してください。

5 その他

- (1) 家庭でのインターネット利用に関する通信料は、家庭でご負担いただくことになります。

<問い合わせ先>

豊橋市教育委員会 学校教育課
豊橋市教育会館 情報教育担当
電 話 (0532) 33-2113
FAX (0532) 33-1631

「タブレット活用のルール」について

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、学校で、「タブレット活用のルール」を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。

2 使用について

- 学校や家庭等で学習用として使用します。
- 登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
- なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。

3 学校で使う場合

- 学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- 休み時間や放課後に使いたいときは、先生に相談します。



4 家庭で使う場合

- 使用する時間は、家の人とよく話し合って決めましょう。

5 学校や家庭以外で使う場合

- 紛失や盗難、落下による破損には十分に気をつけましょう。

6 個人情報

- 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対に上げません。
- SNSに写真や動画を投稿しません。

7 カメラでの撮影

- 勝手に撮らず、撮影する相手の許可をもらいます。
- タブレットのメモリーは少ないので、余分な画像は消しましょう。



☆「タブレット活用のルール」を守りましょう！

豊橋市教育委員会 教育長 様

タブレット端末の貸与に関する同意書

豊橋市から貸与された GIGA スクールタブレット一式について、下記の内容を守り、学校、家庭等での学習用として使用します。

記

1 利用における注意事項

- (1) 学校の「タブレット活用のルール」を守り、大切に使います。
- (2) 学校から指示のないファイルをダウンロードしたり、アプリをインストールしたりしません。
- (3) タブレットを使って SNS への書き込み、写真・動画の配信はしません。
- (4) 他人の ID の不正使用、SNS や掲示板での他人の誹謗中傷はしません。
- (5) インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿をしません。
- (6) 自分や友達の個人情報を、インターネット上に公開しません。

2 タブレットの管理について

- (1) タブレットは大切に使用し、転出や卒業時には貸与された一式を、すべて学校に返却します。
- (2) 自分のタブレットを人に貸したり、使わせたりしません。
- (3) ユーザー ID とパスワードは、他人に教えません。

3 故障等の対応について

- (1) 登下校中や家庭での故障・破損の際は、速やかに学校へ連絡します。
- (2) 故意でない場合や明らかな過失がない場合の故障時には、市で修理や交換することを承諾します。
- (3) 故意または明らかな過失による破損で、修理費が必要な場合は、それを負担します。
- (4) 盗難・紛失の場合は、速やかに学校に連絡するとともに、警察に届けを出します。

令和 年 月 日

児童生徒氏名 ()

保護者氏名 ()